

岩手県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田市高田地区の一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年3月11日から令和2年5月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量（3級及び4級）